

児 第 1 1 3 0 号

平成20年9月24日

各医療機関の長 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

乳幼児医療費助成事業の見直し及び公費負担者番号の一部変更について (通知)

本県の母子保健行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、平成20年12月1日から乳幼児医療費助成事業を別紙のとおり見直しの上、公費負担者番号を一部変更とすることとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、レセプト電算処理システムの修正が必要となる場合がありますので、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。



乳幼児医療費助成事業の見直し及び  
公費負担者番号変更のお知らせ

千葉県では、平成 20 年 12 月 1 日から乳幼児医療費助成事業を一部見直します。

今回の見直しは、千葉県が市町村に交付する補助基準の見直しであるため、事業を実施する市町村が、現行の事業内容を継続し、必ずしも千葉県が見直した内容により実施するとは限りません。

ただし、市町村の事業内容が変更されるか否かに関わらず、公費負担者番号は一部変更となりますので、レセプト電算処理システムの修正が必要となる場合には、平成 20 年 11 月末日までに修正をお願いします。

1 見直しの概要

(1) 通院の助成対象拡大

通院の助成対象を 4 歳未満から小学校就学前に拡大します。

(2) 自己負担金の見直し

入院 1 日、通院 1 回につき 200 円としていた自己負担金を 300 円にします。

(3) 所得制限の導入

児童手当特例給付の所得制限限度額に準拠した所得制限を導入します。

(4) 施行時期

平成 20 年 12 月 1 日

《新旧対照表》

内 容		(旧) 平成 20 年 11 月末日まで	(新) 平成 20 年 12 月 1 日以降
対 象	入 院	小学校就学前	小学校就学前
	通 院	4 歳未満	<u>小学校就学前</u>
自 己 負 担 金		0 円※又は <u>200 円</u>	0 円※又は <u>300 円</u>
所 得 制 限		なし	<u>児童手当特例給付の所得制限限度額に準拠</u>

※ 非課税世帯等については、従前より自己負担金を 0 円としています。

## 2 公費負担者番号の一部変更について

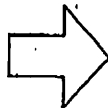
乳幼児医療費助成事業の公費負担者番号は、事業別番号2桁、都道府県番号2桁、自己負担区分1桁、市町村番号2桁、検証番号1桁、計8桁の算用数字により構成されています。

今回の見直しでは、公費負担者番号のうち、自己負担区分を下記のとおり追加します。

- 自己負担金 300 円について、「3」を追加します。
- 所得制限により県の補助対象外となる者について、「4」を追加します。  
この区分の自己負担金は 0 円、200 円、300 円のいずれかとなります

【変更前】

自己負担区分	自己負担金
0	0円 (非課税世帯等)
1	200円
2	0円 (市町村独自基準)



【変更後】

自己負担区分	自己負担金	補助対象又は補助対象外の別
0	0円 (非課税世帯等)	補助対象
1	200円	補助対象
2	0円 (市町村独自基準)	補助対象
3	300円	補助対象
4	0円、200円、300円 のいずれか	補助対象外

### 《参考》公費負担者番号の構成

8	3	1	2	[斜線]	[ ]	[ ]	[ ]
事業別 番号	都道府県 番号		自己負担 区分	市町村 番号		検証 番号	

事業別番号 乳幼児医療費助成事業では「83」を設定しています。

都道府県番号 千葉県の場合は「12」になります。

自己負担区分 下記の「0」～「4」のいずれかを使用します。

「0」・・・ 0円（非課税世帯等）

「1」・・・ 200円

「2」・・・ 0円（市町村独自基準）

「3」・・・ 300円

「4」・・・ 0円、200円、300円のいずれか

市町村番号 千葉県内の市町村にそれぞれ2桁の番号が決められています。

検証番号 国で定めた計算式に基づいて算出される番号になります。

### 3 レセプト電算処理システムの修正について

公費負担者番号の一部変更に伴い、レセプト電算処理システムの修正が必要となる場合がありますので、システム開発業者等にご確認ください。

### 4 その他

千葉県乳幼児医療対策事業の手引き（医療機関用）、各市町村の助成内容等については、千葉県のホームページで閲覧及びダウンロードが可能となっておりますので、参考にしてください。

※ 平成20年12月以降の内容については、10月下旬に更新を予定しています。

《 ホームページアドレス 》

[http://www.pref.chiba.jp/syozoku/c\\_jika/bosiho/nyuyouji.html](http://www.pref.chiba.jp/syozoku/c_jika/bosiho/nyuyouji.html)

### 5 問い合わせ先

千葉県健康福祉部児童家庭課こども家庭支援室 母子保健担当

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電 話：043-223-2332

FAX：043-224-4085